○草加市地球温暖化防止活動補助金交付要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、草加市補助金等の交付手続等に関する規則（昭和６２年規則第４５号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、地域における地球温暖化防止等を推進するため、地球温暖化防止等の活動に自主的に取り組む市民に対し、補助金を交付することについて必要な事項を定めるものとする。

（補助対象者）

第２条　補助金の交付を受ける者は、次の各号の要件を備えていなければならない。

(1)　第７条に規定する実績報告書の提出時において、市内に居住し、かつ、住民基本台帳に記録されている者であること。

(2)　補助金申請時において、市税（草加市税条例（昭和２９年条例第５号）第３条に掲げる税目をいう。）を滞納していないこと。

(3)　「１ヶ月用エコライフチェックシート」の取組をすること。

（補助対象活動等）

第３条　補助金の交付対象となる活動（以下「補助対象活動」という。）、補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）及び補助金の交付額（以下「交付額」という。）は、別表１に定めるとおりとし、補助金は、毎年度予算の範囲内で市長が定める額で交付する。

２　補助金の交付は、世帯ごとに同一の活動につき１回限りとする。

３　補助対象活動に係る設備又は機器は、補助金の交付を受けようとする者が自ら使用するための未使用のものであって、自らが居住の用に供する住宅に新たに設置し、又は次世代自動車等を購入するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、対象としない。

(1)　事業所用又は事業用として使用する場合

(2)　既に住宅に設置された設備又は機器を当該住宅と共に購入等する場合

(3)　リース契約又はレンタル契約によるもの

（交付の申請）

第４条　規則第４条の規定による補助金の交付を申請しようとするときは、草加市地球温暖化防止活動補助金交付申請書（第１号様式）を市長に提出しなければならない。

（交付決定通知）

第５条　規則第８条の規定による通知は、草加市地球温暖化防止活動補助金交付決定・否決定通知書（第２号様式）によるものとする。

（変更等の承認申請）

第６条　規則第７条第１項第１号又は第２号の規定による承認を受けようとするときは、草加市地球温暖化防止活動変更等承認申請書（第３号様式）を市長に提出しなければならない。

２　市長は、前項の規定による申請を受けた場合は、その内容を審査し、これを承認したときは、草加市地球温暖化防止活動補助金変更等承認通知書（第４号様式）により通知するものとする。

（実績報告）

第７条　規則第１３条第１項の規定による実績報告をしようとするときは、草加市地球温暖化防止活動実績報告書（第５号様式）を市長に提出しなければならない。

（額の確定通知）

第８条　規則第１４条の規定による通知は、草加市地球温暖化防止活動補助金交付額確定通知書（第６号様式）によるものとする。

（交付の請求）

第９条　補助金の交付の請求をしようとするときは、草加市地球温暖化防止活動補助金交付請求書（第７号様式）を市長に提出しなければならない。

（報告）

第１０条　市長は、補助金の交付を受けた者に活動の状況について、報告を求めることができる。

（決定の取消通知）

第１１条　規則第１６条第３項において準用する規則第８条の規定による通知は、草加市地球温暖化防止活動補助金交付決定取消通知書（第８号様式）によるものとする。

（財産の処分の制限）

第１２条　規則第１８条第２号に規定する市長が定めるものは、補助事業により取得した財産とする。

２　規則第１８条ただし書に規定する市長が定める期間は、別表第２に定める期間とする。ただし、補助金の交付の目的、交付額、当該財産の耐用年数等を勘案して、市長がその

必要がないと認めるときは、この限りでない。

（関係書類の整備等）

第１２条の２　規則第１９条に規定する書類、帳簿等の保管期間は、前条第２項に掲げる期間とする。

（補助金の見直し）

第１３条　補助金は、令和７年度までに見直しを行うものとする。

（その他）

第１４条　この要綱に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

（施行期日）

１　この要綱は、令和７年４月１日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、第７号様式（「㊞」を削る部分に限る。）の改正規定は、令和７年６月１日から施行する。

（経過措置）

２　この要綱による改正後の草加市地球温暖化防止活動補助金交付要綱の規定は、施行日以後の申請に係る補助金について適用し、施行日前の申請に係る補助金については、なお従前の例による。

別表１（第３条関係）

補助対象活動	補助要件	補助対象経費	交付額
太陽光発電システムの設置	次に掲げる要件の全てを満たすこと。 ⑴　太陽光電池モジュールの公称最大出力又はパワーコンディショナの定格出力のいずれかが１ｋＷ以上１０ｋＷ未満であること。 ⑵　電力会社との電力受給契約が確認できる書類（写し）を提出すること。	設備本体の購入及び設置に要した経費	７０，０００円

燃料電池給湯器（通称「エネファーム」）の設置	都市ガス、ＬＰガス等から燃料となる水素を取り出して空気中の酸素と反応させて発電し、発電時の排熱を給湯等に利用するシステムであること。	設備本体の購入及び設置に要した経費	２０，０００円
ハイブリッド給湯器の設置	熱源設備として電気式ヒートポンプとガス補助熱源機を併用するシステムで、貯湯タンクを持つ機器であること。	設備本体の購入及び設置に要した経費	２０，０００円
ＨＥＭＳ（ホームエネルギーマネジメントシステム）の設置	次に掲げる要件の全てを満たすこと。 ⑴　家庭の電力使用量を自動で実測し、エネルギーの「見える化」を図るとともに、エネルギー使用の効率化及び電力需要の制御を図るシステムであること。 ⑵　再エネ機器や蓄電池等と接続していること。 ⑶　「ＥＣＨＯＮＥＴ－Ｌｉｔｅ」規格を標準インターフェイスとして搭載していること。	設備本体の購入及び設置に要した経費	１０，０００円
定置型家庭用蓄電池の設置	次に掲げる要件の全てを満たすこと。 ⑴　太陽光発電等により発電した電力又は夜間電力等を利用して繰り返し電気を蓄え、停電時や電力需要のピーク時等必要に応じて電気を活用することができるものであること。 ⑵　容易に持ち運びのできるポータブル電源・蓄電池ではないこと。	設備本体の購入及び設置に要した経費	２０，０００円
Ｖ２Ｈ（電気自動車等充給電設備）の設	電気自動車等の蓄電池から電力を取り出し、分電盤を通じて住宅の電力として使用するために必要な機能を有するものであ	設備本体の購入及び設置に要した経費	２０，０００円

置	ること。		
雨水貯留施設の設置	市販の雨水貯留槽の購入、ドラム缶等の利用又は浄化槽の転用による給排水設備等を設置すること。	設備本体の購入及び設置に要した	補助対象経費に２分の１を乗じて得た額と１０，０００円を比べていずれか少ない額
次世代自動車の購入	電気自動車（内燃機関を用いないもの）、プラグインハイブリット自動車（車載コンセントから電力を取り出せる給電機能がある車両又は外部給電器やＶ２Ｈ充給電設備を経由して電力を取り出すことができる車両）及び燃料電池自動車であること。	次世代自動車本体の購入に要した経費	２０，０００円

備考

１　補助対象経費は、消費税を含まないものとする。

２　交付額を算定する場合において、１，０００円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

別表第２（第１２条関係）

補助対象活動	財産の処分の制限期間
太陽光発電システムの設置	１０年間
次世代自動車の購入	３年間
その他のもの	５年間